

山梨県防災新館整備等事業 基本協定書（案）

山梨県防災新館整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、山梨県（以下「甲」という。）と代表企業、構成員、及び構成員（以下「乙」と総称し、乙を代表する企業であるを「代表企業」、代表企業を含む乙の各構成員を個別に「各構成員」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、入札説明書による。

- (1) 「協力企業」とは、各構成員以外の者で本事業に関し事業予定者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者をいう。
- (2) 「事業期間」とは、事業契約の締結日から平成40年3月31日までの期間をいう。ただし、事業契約が解除された場合は、事業契約締結日から事業契約が解除された日までの期間をいう。
- (3) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、甲と事業予定者との間で締結される契約をいう。
- (4) 「事業提案書等」とは、本選定手続において、落札者が県に提出した事業提案書、県からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (5) 「事業予定者」とは、本事業を遂行することを目的として落札者によって設立される会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社をいう。
- (6) 「提示条件」とは、本選定手続において、甲が提示した一切の条件をいう。
- (7) 「入札説明書」とは、本選定手続に関し、平成21年10月23日に公表された入札説明書及び付属資料から要求水準書を除いたもの（事業者選定基準、事業契約書（案）等。その後の変更を含む。）をいう。
- (8) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札による事業者の選定手続をいう。

第2条（趣旨）

本協定は、本選定手続により、乙が落札者として選ばれたことを確認し、乙の設立する事業予定者と甲との間で締結する事業契約の締結に向けて、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

第3条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、提示条件を遵守のうえ、甲に対し事業提案書等を作成したものであることを確認する。

- 3 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本選定手続にかかる山梨県防災新館整備等PFI事業審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

第4条（株式の譲渡等）

- 1 各構成員は、その保有する事業予定者の株式に担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。
- 2 各構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

第5条（業務の委託、請負）

- 1 乙は、事業予定者をして、設計にかかる業務を に、建設にかかる業務を に、工事監理にかかる業務を に、維持管理にかかる業務を に、運営にかかる業務を に、独立採算事業にかかる業務を にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、前項に定める設計にかかる業務については、平成22年 月末日を目途に、また前項に定める建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務については別途協議する日までに、それぞれの業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後当該契約書等の写しなど各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出するものとする。
- 3 第1項により事業予定者から設計、建設、工事監理、維持管理又は運営にかかる業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

第6条（事業契約）

- 1 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて平成22年8月 日を目処として、甲と事業予定者間で締結せしめるべく最大限努力するものとする。
- 2 前項の仮契約は、山梨県議会を経たときに本契約としての効力を生じる。但し、山梨県議会において否決されたときは、仮契約は無効とする。
- 3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 前項の規定に関わらず、事業契約の締結までに、本選定手続に関し落札者の代表企業、構成員又は協力企業に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、事業契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に基づき排除措置命令を受け、同法第49条第7項により当該排除措置命令が確定したとき、当該排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が同法第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づき当該排除措置命令に係る違反事実が存在

したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第49条第1項に基づく排除措置命令を受けた者が同法第49条第6項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、事業契約に関して、独占禁止法第50条第1項により課徴金納付命令を受け、同法第50条第5項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第66条第1項の規定に従い審決で却下され、同条第2項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第3項の規定に基づく審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第50条第1項に基づく課徴金納付命令を受けた者が第50条第4項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第52条第4項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第5項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。
- (4) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかの役員又は使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条に規定する刑が確定したとき、代表企業、構成員又は協力企業のいずれかの者若しくはそれらのいずれかの者の代表者、役員若しくは使用人その他の従事者について、独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

6 事業契約の締結までに、代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、入札説明書において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、事業契約を締結しない。

7 前2項の規定に拘らず、やむを得ない事情が認められる場合において、乙が前2項に違反した構成員又は協力企業を他の第三者に変更した場合は、甲は事業契約を締結することができる。

第7条（事業予定者の設立）

1 乙は、平成22年 月末日を目途に速やかに、入札説明書、事業提案書等及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を設立し、設立登記の完了後速やかに、設立時の取締役、監査役及び会計監査人を、事業予定者から甲に通知させる。その後、取締役、監査役及び会計監査人の改選（再任を含む。）がなされた場合も同様とする。なお、乙は、事業予定者の設立登記の完了後速やかに、事業予定者の商業登記簿謄本、定款の原本証明付写しを事業予定者から甲に提出させ、その後、登記事項又は定款が変更された場合も同様とする。

- (1) 事業予定者は、会社法に定める株式会社とする。
- (2) 事業予定者の資本金は、事業提案書等に示された金額以上とする。
- (3) 事業予定者を設立する発起人には、事業提案書等に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。

- (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
- (5) 事業予定者は、会社法 107 条第 2 項第 1 号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。但し、会社法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び会社法第 140 条第 5 項但書きに定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。
- (6) 事業予定者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
- (7) 事業予定者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う旨」を定款において定めてはならない。
- (8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 204 条第 2 項但書きにある別段の定めを定めてはならない。
- (9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 243 条第 2 項但書きにある別段の定めを定めてはならない。
- (10) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおかなければならない。
- (11) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める会計監査人の設置に関する定款の定めをおかなければならない。

2 前項の場合、各構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、設立時における各構成員の出資比率（但し、代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。）の合計は50%超とし、事業契約期間中、各構成員は第 3 条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権等の設定その他一切の処分をすることはできない。各構成員は、事業契約期間中、甲の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。

3 乙は、事業予定者の設立後速やかに、各構成員の持株数を甲に報告し、事業予定者の株主名簿を甲に提出するものとする。

4 乙は、事業期間中、甲の書面による事前の承諾なく、事業予定者に対する出資比率を変更することはできない。

第 8 条（事業期間中のその他の義務）

乙は、事業予定者を次の各号に定める事項に従わせなければならない。

- (1) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 743 条に定める組織変更を行わないこと。
- (2) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、他の株式会社の株式を取得しないこと。
- (3) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
- (4) 事業予定者は、合理的な理由なく、設立時に定めた定款を変更しないこと。
- (5) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
- (6) 事業予定者は、事業期間が終了するまで、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換又は会社

法第 772 条に定める株式移転を行わないこと。

(7) 事業予定者は、事業期間が終了するまで解散しないこと。

第 9 条（準備行為）

- 1 事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力する。
- 2 乙は、かかる準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐ。

第 10 条（事業契約頓挫の場合における処理）

- 1 乙の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用はすべて乙の負担とするほか、乙の各構成員は、連帯して、本事業に係る提案金額の100分の5に相当する金額の違約金を甲に支払う。
- 2 次項の場合を除き、事由の如何を問わず、乙の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本件の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、又は、乙の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず事業契約に関し山梨県議会における議決がなされないことにより、事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲が本事業の準備に関して支出した費用について、甲の負担とするほか、既に乙が本事業の準備に関して支出した費用についても、合理的な範囲において甲が負担する。
- 4 事業契約の締結に至らなかった場合において、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

第 11 条（出資者誓約書）

乙は、事業契約の締結の日において、別紙 1 の様式による出資者誓約書を甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙以外の者から、別紙 1 の様式による出資者誓約書を徴求して甲に提出する。

第 12 条（秘密保持）

甲及び乙は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第13条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の終了時までとする。但し、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第10条、第12条及び次条の規定の効力は存続する。

第14条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は甲府地方裁判所とする。

第15条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

以上を証するため、本協定を2通作成し、甲及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 山梨県
山梨県知事
乙（代表企業）

代表取締役
（構成員）

代表取締役
（構成員）

代表取締役

出資者誓約書

平成 年 月 日

(あて先)
山梨県知事

出 資 者 誓 約 書

山梨県及び (以下「事業者」という。)間において、平成 年 月 日付けで締結された山梨県防災新館整備事業事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、出資者である、(以下「当社ら」という。)は、本日付けをもって、県に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、本事業契約に定めるとおりとします。

記

1. 事業者が、平成 年 月 日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 事業者の本日現在における発行済株式総数は 株であり、うち、 株を が、 株を がそれぞれ保有していること。
3. 当社らは、県の事前の承諾なく、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
4. 事業者が本事業を遂行する為に行なう資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は同株式又は出資上に担保権を設定する場合、事前にその旨を県に対して書面により通知し、県の事前の承諾を得た上で行なうこと。また、融資契約書の写し及び担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに県に対して提出すること。
5. 第3項及び第4項に規定する場合を除き、当社らは、本事業契約の終了までの間、事業者の株式又は出資を保有し、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は出資の全部又は一部を譲渡する場合においても、県の事前の書面による承諾を得て行なうこと。

6. 本事業契約期間終了までの間、当社らが反社会的勢力に該当しないこと。また、当社らは、本事業契約期間終了までの間、反社会的勢力に該当する者に対して業務委託又は業務再委託を行わず、業務受託者又は業務再委託者が反社会的勢力に該当することが判明した場合には、直ちに当該業務委託又は業務再委託を解消すること。

なお、「反社会的勢力」とは、次に該当するものを意味する。

ある法人、団体又は個人について、(i) 当該法人、団体又は個人、その主な株主及び意図的な取引先が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である場合、(ii) 暴力団等が当該法人、団体の経営に関与している場合、(iii) 当該法人、団体の主な株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している場合、(iv) 当該法人、団体の主な株主が意図して暴力団等と交流を持っている場合、(v) その他、暴力的な要求行為、又は法的責任を超えた不当な要求行為を行う者である場合の、当該法人、団体又は個人

住所
氏名

住所
氏名